

第 5779 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月22日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 旧定率法を採用している建物に資本的支出をした場合

**Q**：旧定率法を採用している建物（鉱業用以外）に資本的支出をした場合は、どのように償却計算をしたらいいですか？

**A**：平成28年4月1日以後に支出した資本的支出については、定額法により計算します。

### 【解説】

平成28年度の税制改正において、建物附属設備は建物と一体的に整備されるものであること、構築物については建物と同様に長期安定的に使用されるものであることから、これらの減価償却資産は建物と同様に定額法に一本化する見直しが行われました。

ところで、平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、原則として、その資本的支出の金額を取得価額とし、その有する減価償却資産を新たに取得したものとして取扱い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に対して資本的支出を行った場合には、その資本的支出の金額をその減価償却資産の取得価額に加算することができるという特例計算が認められています。

このことから、旧定率法を採用している建物や建物附属設備、構築物に資本的支出をした場合、どのような取扱いになるか疑義が生ずるところですが、これについては、平成28年4月1日以後に支出した資本的支出については、定額法により計算することとされています。

